

1 開会

事務局

ただ今から、第227回宮城県個人情報保護審査会を開会します。本日も委員5人全員の御出席をいただいておりますので、条例第50条第2項の規定に定める定足数を充たしており、会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第50条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

2 議事

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の県独自利用事務について【公開】

佐々木会長

議事の②、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の県独自利用事務について説明をお願いします。

実施機関

市町村課課長補佐の松本と申します。本日は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の保護につきまして、御審議をお願いしたいと存じます。申し訳ございませんが、座って御説明をさせていただきます。

配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料一覧、資料1から資料5まで、それぞれインデックスを付けさせていただきます。

それでは、資料1から4により、制度の概要などを御説明させていただき、最後に資料5により追加する事務について御説明させていただきます。

まず【資料1】を御覧ください。本人確認情報保護審議会の設置根拠についてでございます。住民基本台帳法第30条の40第1項の規定を受け、宮城県では、住民基本台帳法施行条例第7条で、「宮城県個人情報保護審査会」を住基法に基づく「本人確認情報の保護に関する審議会」とさせていただきます。

今回のように、住基ネット、住民基本台帳ネットワークシステムを略して住基ネットと申しますけれども、住基ネットにおける本人確認情報の県の独自利用事務を追加することについて、住基法では審議会に対して諮問或いは報告等の義務付けはされておきませんが、本人確認情報の保護という本審議会の設置趣旨を踏まえまして、2月ではございますが、住基条例を改正し、事務を追加することについて、その内容の報告をさせていただきます。

次に【資料2】を御覧ください。住基ネットについて御説明いたします。

住基ネットは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認を行うための「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」の基本4情報と「個人番号及び住民票コード」等について、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。住基ネットの目的は、住民負担の軽減・住民サービスの向上並びに行政事務の効率化の実現をその主なものとしております。

住民基本台帳は、各市町村で整備されますが、この住民基本台帳の情報を記録しているシステムが「既存住基システム」と呼ばれるもので、図の左端に記載されております。ここからファイアウォールを介し、さらに市町村のコミュニケーションサーバを介して、そして都道府県ネットワークを介して全国ネットワークに本人確認情報が送信されるという仕組みです。このことにより、行政機関が本人確認情報を利用することができ、例えば身近な例ですとパスポートの申請の際には住民票の写しの添付が省略できるなど、住民にとってのメリットがあります。

次に、【資料3】を御覧ください。都道府県における本人確認情報の利用状況について説明いたします。

住民基本台帳法で利用が規定されているものでしか、基本4情報及びマイナンバーの情報について利用することができないこととなっております。

一方、都道府県では、独自に住基ネットの利用事務を条例に定めることができます。条例に定める事務は3つのパターンがあります。一つ目として、(1) 都道府県知事が市町村に提供することができるものを定めるケースであり、具体的には特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務であります。二つ目は(2) 都道府県知事自らが利用するというもので、具体的には、療育手帳の交付に関する事務等があります。三つ目は(3) 都道

府県知事が教育庁などの執行機関に提供するもので、具体的には、県立学校条例による授業料等の徴収に関する事務等があります。

各都道府県の条例では、それぞれ利用事務を規定しております。平成28年4月1日時点において、全国45の都道府県が何らかの利用事務を規定しております。下の表は、平成28年4月1日時点における、都道府県の住基ネット利用事務の制定数上位5県であります。宮城県では、40事務となっております。

次に、【資料4】を御覧ください。宮城県における本人確認情報の利用の現状について御説明いたします。

宮城県では、県独自の利用事務として、平成16年4月に5事務を規定したことにはじまり、順次事務の追加を行い、平成28年4月1日時点で全体で40事務、市町村へ提供できる2事務を除くと38事務を規定しているところです。

事務の追加にあたりましては、「住民負担の軽減・住民サービスの向上」若しくは「行政事務の効率化」に資するものについて、本人確認情報の保護という観点から、妥当かどうかの判断を行っております。

【資料4】の表は県独自利用事務の一覧です。別表番号とは、条例に規定されている番号です。例えば、2-2の児童福祉法による費用の徴収に関する事務は、納入義務者の住所等の確認を行うものであり、行政事務の効率化を図るものです。また、2-4の肥料取締法による肥料の登録及び届出に関する事務は、申請者あるいは届出者の本人確認として、住民票の写しの添付に代えて住基ネットを利用するものであり、住民負担の軽減・住民サービスの向上を図るものです。これらの条例事務全体では、平成28年度の実績で年間約40,000件程度利用されております。

それでは、平成30年2月議会上程予定の利用事務についての説明に移らせていただきます。【資料5】を御覧下さい。今回新たに追加を予定している事務は「特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務」の1件です。担当課は特別支援教育室となっております。

特別支援学校等に就学するため必要な経費につきましては、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」第2条に規定する国が負担を負うべき「負担金」と、同法第2条の趣旨に合致し都道府県教育委員会において要綱を定めて支弁を行う「補助金」の二つに分かれております。

そのうち、「負担金」につきましては、住民基本台帳法で法定事務に位置づけられており、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を確認することができますが、「補助金」につきましては法定事務に位置づけられていないため、条例に規定することが必要となります。

現在、「補助金」につきましては、宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、保護者等から提出された「世帯状況等調書」及び「収入に関する市町村の証明書」等により「収入額・需要額調書」を学校で作成し県教育委員会に提出させるものとしております。

県教育委員会では当該書類等を根拠として、支弁区分を決定し、保護者等へ特別支援教育就学奨励費を支弁しております。

住民基本台帳ネットワークシステムを利用する効果の一つ目ですが、保護者から提出される「世帯状況等調書」について、世帯構成等の誤記載が散見されるケースが見受けられます。

このような場合、今までは、保護者と直接連絡をとり、保護者に訂正の申立書を作成してもらうなどの対応をしておりましたが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、収入額・需要額調書作成時に世帯状況を迅速に確認することができるようになるため、事務処理が円滑になるとともに、保護者等への確認連絡及び保護者等からの申立書の作成も省略されることにより、行政事務の効率化が図られることと考えております。

また、二つ目といたしまして、番号法施行条例第2条（別表第1）において、教育委員会（県立学校含む）は、機関内で構築された「情報提供ネットワークシステム」を利用し、マイナンバーによる情報連携をすることができますが、特別支援学校のうち、2校は同シ

システムを利用することができない状況となっております。

具体的には、仙台市立鶴谷特別支援学校と私立いずみ高等支援学校であり、鶴谷特別支援学校については仙台市において現時点でシステムの導入を行っておらず、またいずみ高等支援学校については民間ということもありまして、番号法においてマイナンバーを利用できるのが行政機関等と規定されているため、現時点において、それぞれマイナンバーの取得ができない状況となっております。

番号法施行条例第4条（別表第3）では、知事が、教育委員会に対して「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」として、平成29年度からは同一団体内の他機関で連携を図っているところです。

次のページにイメージを掲載していますが、生活保護に関する事務について、情報の連携を図っております。先ほども申しましたが、マイナンバーの取得ができない上記2校についても、同一団体内の他機関で連携を図るため、住基ネットを介してマイナンバーによる連携を行えるようにし、行政事務の効率化を図るものです。

当該事務の住基ネットを利用する見込み件数ですが、平成30年度は約400件程度を見込んでおります。

最後に、今後の予定でございますが、本日の御審議を踏まえ、県議会の平成30年2月定例会へ議案を上程する予定です。

佐々木会長
米谷委員

ありがとうございます。今の御説明に御質問等があればお願いします。

補助金ですが、現状は、資料5にある調書と証明書等を作成して保護者等が申立書を作成して、補助金申請を行うという手続きでよろしいですか。

実施機関

世帯状況調書を提出します。その後、6月の税が確定した際に税証明書とセットで学校に提出し、学校で収入額・需要額調書を作成し、教育委員会へ提出し、3段階の階層を決定し支弁額を決定する。

米谷委員

申立書については、世帯状況調書を提出いただいた際に、世帯構成に疑義が生じたときに引っ越しや世帯分離などを確認する場合、申立書を提出してもらう。その件数が年間でも100件程度とけっこう多いので、それを少しでも減らす、軽減が図られるものです。

実施機関

ネットワークシステムにある情報は、名前と住所と要するに住民票記載の事項ですよね。それを本人が誤記載するのが100件くらいあるということでしょうか。

米谷委員
佐々木会長
米谷委員

学校側で確認した中で誤記載がけっこうあるとのこと。ご家族が書いた情報が誤っていることがある。

名前と住所と生年月日と同居者の世帯の氏名ですよね。それを間違えるのですか。

先ほどお話しがあった世帯分離などということですよ。

住民基本台帳ネットワークを確認してもそこは判明しないのではないのかと思われるが。それを見たから申し立てが減るという関係ではないのではと思う。誤記のたぐいであればチェックできる。形式的なチェックはできるが、それを超える申立書の作成が省略されるという面では、理由は当てはまらないと聞いてよろしいですか。

実施機関
米谷委員

もう一度お願いします。

住民票を見れば分かる事項を誤記で誤っていることは、住基ネットを照らし合わせてみれば分かる。住民票の提出も求めなくて良いという、そういった意味での誤記は軽減される。形式的はそうだけれども実態はこうだという、世帯分離がどうだという。世帯分離の考え方は、おそらく、住民票ではそうなっているが、実態はこうなっていると説明があれば初めて分かる話であるため、別に事務は軽減される訳ではないと聞いてよろしいですか。

実施機関

そのような実態があれば、住民基本台帳を修正しなければいけない。本来の実態という事務の軽減と言われるとそれほどでもないかと思われる。

佐々木会長

誤記が散見されてそれを改善するというのは理由となるが、認識違いということまで入れるとレベルの違う話しになる。米谷委員から話しがあったように認識違いかどうかという、住民票と実態とに齟齬があるかどうかのレベルの問題になる。ネットワークを利用しようがしまいが別の問題なんだろうと。ごもつともな御意見だと思います。

その他の委員の方からは、御意見はありませんか。では、ありがとうございます。